

### (3) 保育利用時間

区分に応じた保育利用時間は次のとおりです。

1号認定	教育標準時間	最長 5 時間 8:00～13:00の間
2号、3号認定	保育標準時間	最長 11 時間 7:00～18:00の間 (フルタイム就労を想定した利用時間)
	保育短時間	最長 8 時間 8:30～16:30の間 (パートタイム就労を想定した利用時間)

### (4) 保育料の決定方法

#### □算定方法

保育料は保護者(父、母)の町民税額と、お子さんの年齢を基に算定します。

ただし、所得状況や扶養関係によっては、祖父または祖母の税額も合算される場合があります。

#### □算定根拠となる町民税額の年度

	施設利用する月	町民税該当年度
利用月と町民税該当年度	4月から8月まで	平成 28 年度 町民税額
	9月から3月まで	平成 29 年度 町民税額

### (5) 保育料金表(月額)

1号認定のお子さん・・・認定こども園(幼稚園部分)

階 層	区 分	3歳以上児
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	町民税非課税世帯(町民税所得割非課税世帯含む)	2,000円
第3階層	町民税所割課税額 77,100円以下	8,100円
第4階層	町民税所得割課税額 211,200円以下	9,100円
第5階層	町民税所得割課税額 211,201円以上	18,000円

2号、3号認定のお子さん・・・保育所、認定こども園(保育部分)

階 層	区 分	満3歳未満児(3号認定)		満3歳以上児(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯含む)	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円
第3階層	町民税所割課税額 48,600円未満	10,000円	9,000円	9,000円	8,000円
第4階層	町民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	20,000円	18,000円	18,000円	15,000円
第5階層	町民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	28,000円	22,000円	24,000円	19,000円
第6階層	町民税所割課税額 169,000円以上 301,000円未満	32,000円	25,000円	26,000円	21,000円
第7階層	町民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	37,000円	27,000円	31,000円	25,000円
第8階層	町民税所得割課税額 397,000円以上	42,000円	30,000円	36,000円	29,000円

### (6) 平成 29 年度の年度途中(4月以降に入園)希望について

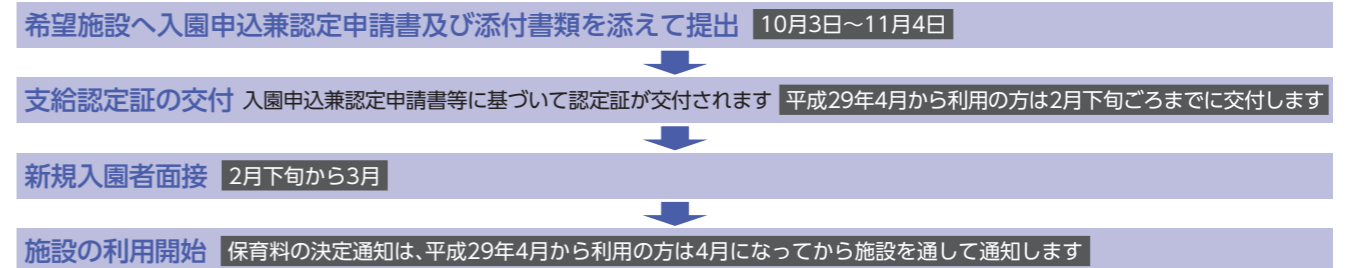
産休および育休明けの平成29年度途中入園も、期間内(10月3日～11月4日まで)に必ず予約申し込みをしてください。

### (7) 既に入園しているお子さんの継続利用について

現在、既に保育所・認定こども園を利用している場合は、10月頃に現況届等の提出をお願いする予定です。

施設	南条こども園	今庄なないろこども園	湯尾保育所・河野保育園
受入対象乳幼児	満6カ月児～5歳児	生後9週以降の乳幼児～5歳児	満6カ月児～5歳児
入所・入園条件	(幼稚園部分) 3歳児～小学校就学前まで (保育部分) 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児		(保育部分) 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児
入園申込兼認定申請受付期間	平成28年10月3日(月)～11月4日(金)		
申込方法	書類配布場所 利用希望する施設(保育所・認定こども園)、保健福祉課 提出先 利用希望する施設(保育所・認定こども園)、保健福祉課		

### —— 入園申込の流れ ——



### —— 保育所・認定こども園の利用にあたって ——

#### (1) 保育所・認定こども園を利用するには「支給認定証」が必要です

保育所・認定こども園の利用を希望する保護者の皆さんは、利用のための認定(1号、2号、3号認定)を受け、町から認定結果に応じた「支給認定証」の交付を受けます。下記の3つの区分に応じて利用できる施設(サービス)が決まってきます。

区分	認定(保育認定)	利用可能な施設(サービス)
幼稚園部分	1号認定(教育標準時間)	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず認定こども園を希望する場合
保育部分	2号認定(保育認定)	3歳以上のお子さんで、(2)の「保育を必要とする事由」に該当する場合
	3号認定(保育認定)	3歳未満のお子さんで、(2)の「保育を必要とする事由」に該当する場合

#### (2) 保育を必要とする事由・保育の必要量に応じた区分

保育所などでの保育を希望される場合の2号、3号認定(保育認定)には、次の①～⑩の事由のいずれかに該当することが必要です。また、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量の区分には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、区分により保育利用時間と保育料が異なります。

事由	2号、3号認定 保育必要量		事由	2号、3号認定 保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
② 妊娠・出産	○	⑦ 就学(職業訓練含む)	○		
③ 疾病・障害	○	⑧ 虐待・DVのおそれ	○		
④ 同居親族の介護・看護	○	⑨ 育児休業中の継続利用	○		
⑤ 災害復旧	○	⑩ その他	状況によって判断		

※就労を事由とする場合は、就労時間によって保育利用時間が分かれますのでご注意ください。